

「裁判員経験者の意見交換会」議事要録

1 日 時 平成25年11月22日(金)午後2時30分から午後4時30分
まで

2 場 所 静岡地方裁判所大会議室(6階)

3 参加者等

所 長 林 道 晴(静岡地方裁判所長)

司会者 村 山 浩 昭(静岡地方裁判所刑事部部総括判事)

検察官 砂 山 博 之(静岡地方検察庁検事)

弁護士 朝 倉 保(静岡県弁護士会所属)

(裁判員経験者1番は、欠席)

裁判員経験者2番 30代・男性・会社員

裁判員経験者3番 30代・男性

裁判員経験者4番 40代・女性・パート

裁判員経験者5番 60代・男性・農業

裁判員経験者6番

裁判員経験者7番

静岡司法記者クラブ記者 2人

4 議事要旨

所 長

本日はお集まりいただきましてありがとうございます。静岡地方裁判所所長の林でございます。

裁判員裁判につきましては、スタートしてから4年半が経ちましたが、皆さんをはじめとした国民の皆さんの御理解と御協力のところ定着して、順調に運営されているところです。

ただ、課題がないわけではありません。特に私ども裁判所、あるいは今日は

検察官，弁護士の方にも来ていただいておりますが，法曹三者としては，さらに皆さんの御経験あるいは御意見，御批判に基づいて運営に磨きをかけていく必要があるというふうに認識しています。

この会合も，裁判員裁判なさっていた最中には大変な御負担があったと思いますけれども，そういう意味で貴重な体験をされ，御協力頂いた皆さんの率直な御意見を聞かせていただいて，我々，法曹三者がさらに裁判員裁判がよいものとなるように磨いていくべきだと，そういう趣旨で，今回企画させていただきました。

また，メディアの方にも参加していただいておりますので，裁判員の経験者，先輩方である皆様方の貴重な体験談を御紹介頂いて，今後裁判員裁判に参加していただくメンバーの役に立たせていただければと思っております。

そう申しますと堅苦しい形になりますけれども，是非忌憚のない形で，思うところ，体験されたところをお話しいただければと思いますので，どうぞよろしくお願いいたします。

司会者

それでは，本日の司会を私，村山のほうでさせていただきます。まず，今回，意見交換会に御出席頂きまして，本当にありがとうございます。時間も限られておりますので，どんどんと皆さん方に御発言をお願いしたいというふうに思っております。発言されたい方は随時手を挙げていただければ，それで結構ですので，順番とか何とかということをあまり気にせずに，御発言頂きたいと思っております。

とはいいいましても，最初はやはり発言しにくいだろうと思っておりますので，若干，自己紹介がてらといっちは何ですけれども，お一人に1分くらいずつ，お話ししていただきたいなというふうに思っております。私のほうで，御担当頂いた事件について，こんな事件だったですかねということをお申し上げますので，その事件を担当していただいた印象，感想，特にこういう点をとというのがあれば，

それをお願いしたいと思います。

もう一つお願いしたいのは、裁判員制度というものに対して、実際に裁判員を経験する前と後とでは、どういう違いがあったのか、なかったのか、という辺りをうかがってみたいと思います。

司会者

それでは、経験者の2番の方、3番の方。まず、2番の方から伺いますが、2番と3番の方は実は同じ事件で裁判員をお務めいただきました。それは、自分の奥さんのお母さんを殺害してしまったという殺人事件だったかと思えます。それで、先ほど申し上げたように、印象点、制度についての考え方や感想、そういうものがどうだったかという点を経験者2番の方、お願いいたします。

2番

今おっしゃったように、殺人事件に対しての裁判員ということで、意見を当時言わせていただきました。裁判員、はっきり言って、前後の話だと思うんですが、初めは選ばれるときは何分無知な状態で、当然、裁判にも興味がない状態から、いろいろそういった経験をしていくうえで、自分なりの裁判に対する考え、若しくはこういう案件に対しての考えというのが出てきて、最終的に自分なりの考えも発言することができたのかなというふうに思います。

司会者

制度的にどうでしたか。最初思っていたのと、実際やってみたのと、違いがありましたか。

2番

初め、もともとあまり考え自体がなかったものですから、受けながら、ああ、こういったものなんだなというような感想が率直な感想です。

司会者

やっていただいて、制度として、これはなかなかいいなというのと、これは負担が多すぎるんじゃないかという、その辺はどうでしょうか。

2 番

負担に関しては、正直、受け持つ事件によると思います。私にとってみては、今回の事件は、当然殺人事件だったので決して軽いものではないですが、この事件の内容、殺人の犯行の具体的な内容ですとか、そういったものがとても耐えられないような事件では、私なりにはなかったもので、そこまでの負担ではなかったと。それが凶悪な事件でしたら、当然、同じ殺人であっても、負担は全然違うものだろうと思います。

司会者

どうもありがとうございます。では、続いて、3番の方、お願いします。

3 番

まず、制度とかに関する印象ですけれども、もともと裁判そのものがもうちょっと無機質で機械的というか、判例に従って、こういう事件だったら、今までこのくらいの判決だから、このくらいの年数であろうと、そういうふうに行っているものだと思っていたんですけれども、こういう形で自分が参加することによって、本当に被告人とかその周囲の人間関係とか、人間をちゃんと見て、判決を出すという裁判そのものに関する考え方が変わった気がします。

自分の担当した裁判の印象、感想なんですけれども、鑑定人という方が出てこられて、被告人の精神状態や性格などについての話があったんですけれども、そういうのが減ずる理由になるのかということをしごく考えた事件だったなと思います。半年くらい前に、どこかの県でアスペルガー障害の判決を重く出した裁判がある一方で、そういうもので減ずるものなのかと、そういうのを結果に対してどう考えたらいいのかというのが、正直困ったなというふうに感じた事件でした。

司会者

どうもありがとうございます。いきなり、ものすごい話題になってしまった

んですけど。確かに御担当頂いた事件は情状鑑定をやっていただいた事件でしたね。

それでは、次、4番の方です。4番の方は、犯行当時19歳だった男性が路上で深夜、女性に対して強制わいせつ行為を行ってけがをさせたと、そういうような事件だったですかね。それでは、4番の方、お願いいたします。

4番

まず、この裁判員裁判に参加させていただくということについて、ものすごく自分でできるのかなという不安がいっぱい、当日までお断りをするということで、本当にどうしようという気持ちでいっぱいでした。でも、やはりやらせていただいて、本当に裁判の席に出させていただいて、すごく一生懸命考えたというのが一つありまして。そんなことが自分にできるんだなというふうにちょっと実感したりもしました。

事件についてですが、若い子でしたので、自分からいっても息子のような、そんなふうな年頃のお子さんだったので、気持ちとしてはやはり母というか、そんな気持ちがちょっとかぶるところがありまして。殺人とか、そういう目に見える、脳裏に焼き付くものはなかったですが、そういう意味で、精神的にというか、子どもに対する気持ちというか、その子にがんばれよっていうか、そういう気持ちをすごく持ったのが、かなりの自分として覚えてます。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、経験者の5番の方ですけれども。5番の方は、確か自宅のプリンタのコピー機能を使って千円札を偽造して、それでコンビニで使っちゃったという事件だったですかね。それでは、5番の方、お願いいたします。

5番

私は、まずこの裁判員制度についてお話ししますと、この制度が導入されたとき、岐阜県のほうにいまして検察官が来てくれて、職場でちょっと裁判員制

度の導入についてずっと説明してくれました。そのときに私は一度でいいから、この裁判員制度というもので当たってみたいなど、そういうふうに私自身は思っていたわけです。そうしましたら、確かに間違いなく当たって、この裁判に出ることができました。

私、この裁判員制度をやって一番よかったなと思うのは、やはり一般市民の私たちの考え、相手がしたこと、いいこと、悪いこと、それに対する自分の意見というものがはっきり述べられて、それがやはり最終的には判決とかそういうものに入ってくるということが、非常にやってよかったなど、そんなふうに感じているところでございます。

司会者

事件自体に対する感想はございますか。

5 番

事件に関しては、やはりそこに精神障害とか、そういうことが入ってきたことと、もう1点は、検察のほうでは自白しているのが、裁判に来ると、それを今度はひっくり返しているんですね。そのところの見極め方とか何かを与えられた証拠の中から、どういうふうに考えていくのが正しいかなということが一番自分にも勉強になったし、自分でも最初から否認された時点から、そういうことを中心にやってまいりました。

司会者

どうもありがとうございます。確かに思い出してきました。あれも精神鑑定をやってたんですね。それで、否認事件という形で、自白調書の問題も出ていたような、そんな事件でしたね。

それでは、6番の方と7番の方、このお二方も同じ事件だったかと思えます。パチンコ屋さんのいわゆる風除け室というところで、お客さん同士とっていいんですかね、トラブルになっちゃって、片方が人が相手をナイフで刺しちゃったという事件の、殺人未遂という名前の事件だったかと思えます。同じくう

かがってみたいと思います。それでは、6番の方、どうぞ。

6番

今、おっしゃいましたように、私は初めてだったものですから、高齢者だったものですから、これに対して対応できるかどうか、一番心配でした。それでその当時、ちょうど新聞で、後で聞きますけど、ストレスが出たって言って、問題になったときだったものですから、これは受けられないと思ったんです。女の人が裁判ということに対してあまり興味がないものですから、新聞を見たり、報道を見たり聞いたりすることがなかなかできなかったものですから、とても不安でした。こうしてやってみて、いろいろなお話を裁判長さんからうまくお話を持って行って、教えていただいて、ああ、こういうものはこうして答えるんだということが分かって、大変勉強になったと思いました。

司会者

事件について、何か感想はございますか。

6番

あの人がこれからどうして生活していくか、すごく心配で、今でもいます。

司会者

確か、自転車に家財道具を積んでいるホームレス生活をしていた人だったですかね、被告人がね。

6番

はい。

司会者

それでは、同じく7番の方、お願いいたします。

7番

私と6番の方と同じ事件だったんですけれども、担当いたしました。図らずも裁判員を経験した者として、今日のこういう場に来て、いろいろお話をするのもお役目かなと思ひまして、今日も来させていただきました。当初、私には

縁のないところとっておりましたんですけれども、運がよかったか悪かったか、裁判員裁判に当たりまして、実際にやってみたんですけれども、1日目はやや緊張、2日目にはすぐに法廷入りで、本当に緊張したんですけれども、裁判長、裁判官の皆さんがとても裁判員の私たちの緊張をほぐしてくださって、特に裁判長とは目を合わせて話ができるようになってきまして、とてもこれはやってよかったなというような思いがいたしました。

それから、経験後、今までは実際に裁判とかそういうものを報道で見る限りにおいて、この人が犯人に違いないとか、絶対にこの人が犯人だよねというような、直感的にものを考えて、そういうような判断をしておりましたけれども、実際に私たちが何回も何回もモニターを見たり、血の付いた衣類を見たり、刃物を見たり、本当に何回も何回も、何回あのモニターを見たことかというような、その中で、実際にその時間と労力の大きさ、これにはとても驚きまして、これなら、専門の裁判官の方々が付いてくださっているから、私にもこの裁判を一緒にできるかなというようなことを感じました。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、だんだん記憶をたどっていただきますけれども。記憶をたどりやすいという意味では、出口のほうの判決ということなんですけれども、ここにいる方は全員、判決を私が宣告で言渡しをしているわけですが、判決を聞いていたときに、どんな気持ちでおられたのか、自分の意見がその判決に反映されていたなというふうに思っていたかかどうかというのを、これは私がいるからどうこうということではなくて、率直にお願いしたいと思います。これも全員に伺ってみましょう。2番の方、どうぞ。

2番

判決については、意見はすべてではないですが、一部反映されていたのかなと。評議室での皆さんの細かいところまで、皆さんで意見を出し合いながら、一定のルールに従って出した結論ですので、当然それは納得したうえで、裁判

長のほうから言渡しをされたので、結果とともに、やっと終わったというか、役目を果たせたなという意味で、そういった気持ちで聞いてたと思います。

司会者

3番の方、どうですか。

3番

正直慣れてきたところで、一番最後でまた一番緊張する場面であったなということがあって。正直、あまりよく頭が回ってなかったということです。ただ、議論を最後の最後まで重ねて、本当に自信を持っていうところまで行かないですけど、ある程度納得をして出した判決であったなと考えています。ただ、本人を直接目の前にして、その判決を言渡ししているのだから、本当によかったのかなとか、この人は本当に反省しているのかなとか、これで変わるのかなとか、いろいろ思うことはありました。

司会者

4番の方、どうぞ。

4番

この判決の量刑とか、その後述べられた言葉があるんですが、それには、私も意見した言葉を入れていただいたふうに、私は思っています。その言葉が入っていたことがすごくうれしくて。それと同様に、やはり聞いている彼の顔をずっと見ながら、裁判長の言葉を耳にしていたんですが、感無量というか、何というか、涙が出てきてしまって、本当にそこにはみんな評議をしたというか、いろいろ思いを述べ合った、思いの詰まった量刑とか思いを裁判長に伝えていただいたので、本当にかんばってほしいという思いで、その判決を聞いておりました。

司会者

5番の方。

5 番

まず，判決とか判決文，私の思っていることをそのまま大体文章にされていて，読んでくれまして，私は非常にうれしかったと思っております。その判決を聞いたときには，やはり，ああ，これで，一仕事，自分の仕事がここまでで終わったのかなという感慨と同時に，被告人の顔をずっと見ながら，おーい，お前，立ち直れよ，ちゃんと直せよって，そんなような気持ちでずっと被告人のほうを見ていたのが，私の気持ちでございます。

司会者

6 番の方，お願いします。

6 番

先ほど7番の方がおっしゃったように，これでもか，これでもかという，いろいろお話があったものですから，その結果，この結果に出たということ，ああ，これで満足だなと思いました。そして，この人がこれから真面目にやっていたらいいなって感じました。

司会者

7 番の方，どうぞ。

7 番

最後に量刑を決めるときというのが，一番私にとってつらく切ないときでございます。被告人が今後立ち直ってくれるだろうかとか，もし刑を終えて出たときに，この人は生活はちゃんとできるんだろうかとか，そんなことを考えながら，ずっと被告人の顔を見ておりましたけれども。

裁判長が裁判員の一人一人のメッセージを，何か伝えることがあったら，お伝えしますよというようなことをおっしゃってくださって，メモ書き程度ですけども書きました。それを被告人に対して読み上げてくださいました。それが被告人の心に届いたかどうかは分かりませんが，彼の喉仏がごくっと1回，唾を飲み込んだような，ああ，みんなこんなことを思ってくれているの

かなというような，そんな思いもしまして，悲しいときではございましたけれども，これでほっとしたなというような，そんな感じがいたしました。

司会者

ありがとうございました。

それで，話のほうはどんどん進んでいきます。今日の意見交換会，私としてはメインのところは評議がどうだったかというのと，それから，今日は検察官，弁護人に，弁護士さんですね，おみえいただいていますので，当事者の訴訟活動についてどうだったかという辺りを一番時間を掛けたいというふうに思っているわけです。

一つは，評議のほうに行きたいと思います。これは自白事件と否認事件と違いがあるわけなんですけれども。例えば評議の一般的な雰囲気とか，評議で分かりにくかった点などはどうだったか。これはまず自白事件の方向で行きますと，自白事件は2番さん，3番さん，4番さんの事件が自白事件だったと思います。どなたでも結構なんですけど，その評議の雰囲気とか，こういう点が分かりやすい，こういう点が分かりにくいというようなことはございましたでしょうか。2番の方，どうですか。

2番

評議というのは限られた空間の中での裁判員と裁判官の方で話を進めていくのですが，とにかく印象に残っているのは連日にわたって，裁判官の方，またこちらの職員の方の心遣い，気遣いが非常に届いていて，裁判員の方々に非常にリラックスしておすすめいただくような進行を非常に気を遣っていただいているのが，非常に伝わりました。それに従いまして，分かりにくいことですか，専門用語ですとか，こういった形で進めていくとか，そういうことを事細かに分かりやすい言葉で話していただいたので，特に問題なく進行することができたと，今思っています。

司会者

その中で、御自分の意見は十分言えましたか。

2 番

はい。私の中ではすべて言い切ったというふうに思います。

司会者

3 番の方も同じ事件だったと思うんですけども、どうでしょうか。

3 番

評議の雰囲気は、ものすごく話をしやすい雰囲気にしていただきましたし、裁判員の年齢構成とか男女比なんかも非常に自分にとってもよかったと思っています。

記憶が曖昧なんですけれども、日程を結構詰めていただいていると思うので、しょうがないと思うんですが、夕方の5時近くまで法廷に入っていて、疲れたということを御配慮頂いて早めに帰していただいたと思うんですけども、実はそれが、その前に戻ってきたら、少し確認をする時間が欲しかったかなと。こんなことを言ってましたよねという確認がなくて、そのまま終わっちゃったものですから、自分がメモしたこととか感じたことは正しかったのかなというのをちょっと。一番、午後の最後の時間帯の法廷の中の話を確認する時間が欲しかったかなということを思った気がします。

司会者

やっぱり裁判官はどうしても欲張りなもんですから、時間を目いっぱい使ってしまう癖があって、そういうことがたぶんあったかと思います。御自分の意見のほうは言いにくかったというようなことはなかったですか。

3 番

特になく、はい。分からない言葉とかも、ものすごく分かりやすく丁寧にお話しただけだと思います。

司会者

一応、殺意とか、直接的には責任能力という言葉は出てなかったと思うんですけど、人格障害とかってというような話も出てたと思うんですけど、鑑定人の話なんかもあったので、それである程度は御理解いただけたということによろしいですかね。

3番

はい。

司会者

4番の方はどうでしょうか。

4番

評議のほうについてはとてもスムーズに、分からないことがあると、説明もその都度その都度していただきましたし、男性の方も女性の方も、私たちのときも比率はとてもよかったと思う。ちょうど半々くらいでしたね。なので、男性の意見があり、女性の意見がありということで、そこでちょっと、何というんですか、いろいろな意見が出ましたが、でもうまく取りまとめていただいていたという形でしたし。それぞれの方がやはりそれぞれの思いをいろいろお話しできた、私も思っています。

司会者

4番さんに参加していただいた事件というのは、恐らく今日来ていただいている事件の中で一番短い、3日間で審理、判決まで行った事例だったと思うんですけど、そういう意味では非常にタイトなスケジュールだったかと思うんですが、その点はいかがですか。

4番

時間については、流れをまずは今日はどんなことをするんだろうというところから毎日入りまして、その中の緊張は当然あるんですが、その1日の流れというものを説明頂きまして、司会進行が結構うまく運んでいただいたと思うの

で、目いっぱいフル回転はするんですが、やった感というか、そんな感じで。疲れはしますけど、先ほど言った方みたいに、ちゃんと今日はこういうことをやりましたねというところまで進めていただいているので。で、次の日は、また、昨日こんなことをやりましたよねというところから入っていただけたので、わりとよかったと思います。

司会者

ありがとうございます。それでは、5番の方、いかがでしょうか。

5番

評議のほうは、全員、中でいろいろ自分の思うことは相当しゃべったんじゃないかなと思います。また、その中で、例えば私が意見を述べて反対意見みたいな人がちょっとつむいていて、裁判長がそのところはよく見計らって、見てまして、その人を逆に指して、あなたの意見は、と促してやってくれるようなところもありましたので、非常にみんな自分の意見は十分述べて、できたんじゃないかなと、そんなふうに感じております。

司会者

分かりにくいような点というのはありませんでしたか。

5番

分かりにくい点というと、一番悩むのが、最後に判決で懲役刑なら懲役何年と下すわけですよ。そのところを最初から、こういう刑は何年になるということをよく理解して、それで裁判をやる過程ですっと話を聞いて、いろいろ証拠書類とか見ていけばいいんですが。いざ、悪いということが分かって、じゃあ、悪いことに決定して何年だってポッと入ってくると、そのところの刑の決め方というところが非常に難しいかなと、そんなふうにとちょっと感じました。

司会者

6番の方、どうでしょうか。評議で話しやすかったかとか、難しい点はなかったかとか、どうでしょうかね。

6 番

別に，うまく裁判長さんが言葉を持っていってくださって，私，全然分からないのが分かるように持っていってくださったものですから，すごく楽しめました。楽しめたというか，よかったです。それで，休み時間をたくさん取ってくださって，そのとき，こういうときはどうしますかとか，伺うことができて助かりました。

司会者

何か分かりにくい点はなかったですか。

6 番

分かりにくいというよりも，あのときビデオがたくさんあったから，何回も何回も，本当に，これでもか，これでもかってビデオを見たもんですから，それでいろいろと分かりました。

司会者

結構，あの事件は難しい事件だったかなと思うんですよね。正当防衛が問題になってましたよね。正当防衛とか過剰防衛とかっていう御説明はさせていただいたと思うんですけど，今はともかく，あのとき，ああ，こういうものなんだなというのは，ある程度イメージはしていただけましたか。

6 番

はい。それで，やっぱりビデオを見ることによって，先に手を出せばやっぱり悪いかなというのを感じて。どっちが先に手を出したか，言葉じゃなくて，刃物を出してけがをさせたのはどっちかということを知ることができた，ということが一番分かりやすかったです。

司会者

7 番の方はいかがですか。

7 番

評議に入るときに，裁判長からいろいろ大変分かりやすい説明が先にあった

と思うんですね。それで、裁判員をしている人が初対面の方同士で、全く知らない人たちの集まりなんですけれども、すぐ気持ちが一つになれるような雰囲気がありまして、それで熱中したということですかね。で、あっという間に時間が過ぎてしまったような、そんな時もありまして。

時には、的外れな意見というのを私も時々したんですけれども、そういった的外れの意見を言っても、それはそれで裁判長さんはしっかり聞いてくださって、次の意見も躊躇することのないように、そういうような心づかいをいつでもしてくださってましたので、その次の意見もどんどん、間違ってもいいから言ってみようというような気持ちになりました。

ホワイトボードも何枚も使って、付箋もたくさん使って、そして、それぞれの意見をまとめていくんですけれども、こっちの意見とこっちの意見と二手に分けて、それによって、ああ、こういう考えもあるんだなという。そこで、私自身はこう思ったんだけど、皆さんはこういうふうに思ってる、というような、これも一つの、見解の相違とは言い切れないんだけど、自分、間違ってたかなという。そこで、もし違っていたら、自分の意見はいつでも変えていいんですよって、そういう指示がありましたので、ああ、そうかもしれない、このほうが正しいかもしれないというようなところで、私自身が考えを変えたことがありました。対比ができたということがとても分かりやすくてよかったなというふうに思ってます。

裁判員が裁判をやることによって、被告人はもちろんですけど、世間の目というか、裁判員裁判ってどのような裁判をするんだろう、素人がやって本当に大丈夫だろうかというようなことを思ってる人も世間にもいると思うんですね。でも、これだけの資料、それからこれだけの意見、そういったものをすべて出し尽くしてやってるから、私たちも、もちろん本職の裁判官の方々が御指導してくださっているわけなんですけれども、まあ、素人がやっても大丈夫じゃないかなと。皆さんが心配しなくても一生懸命できるということを感じま

した。ちょっと意を尽くせませんが。

司会者

どうもありがとうございます。正直言って、私は毎回毎回やるたびに、裁判員の方にいろんなことを教わっているというのが正直な感想なんですけれども。

今、御紹介頂いたように、私どもの裁判体の一つの特徴は、ホワイトボードをたくさん使っているという、恐らく全国でも一番使っているんじゃないかと思います。4枚の裏表ですから、最近4枚になりましたので、合計8枚とかっていう事件の場合もありますし、あと、付箋が込み入った事件になると、全体で何百枚使うかというくらい、使っているかと思いますね。一人の方が恐らく最低でも20枚やそこらは使うでしょうから、ということで、たくさん使ってるんですけど。そんなのを使ってみて、どの方も皆さん使っていると思うんですけど、やった感じはどうですか。自分の意見を個々に言うというのもあるんですけども、一斉に貼り出してもらおうというふうにやっているのは。2番の方はどんなふうに見てましたか。

2番

今おっしゃったように、ホワイトボードを使って、一番有効なのは議論なんですけれども、評議はやはり頭の中と声だけだと形がないものですから、イメージが伝わらないんですね。それで、裁判長のほうで、そこを視覚化して、空間というか、目で分かるように、客観的に自分の意見と周りのその他の方の意見の位置というか、そういった空間で把握できるので、非常に把握しやすい。自分が言ったことを自分で納得できるというか、そういった客観的に自分を見れるという部分でも、あのやり方は非常に有効なのではないかなというふうに思っております。

司会者

ほか、どなたか、その辺で感想はございますか。あとは、これは弁護士さん

のほうから出てる質問で、法律用語とかで難しくなかったでしょうか、ちゃんと説明があったでしょうかという質問が出てるんですけど。例えば責任能力とかっていうものって、確か5番さんの事件では責任能力が問題になってたと思うんですけど、これはどうでしたか。

5番

責任能力とかいろいろ、鑑定とか何かあったりしたものですから、そういうのをずっと聞いてると、先生もそうですし、裁判長もそうですし、私たちに分かりやすくいろんなことを話してくれるものですから、その辺はあまり苦にはなりませんでした。

司会者

やっぱり鑑定人、これは精神科のお医者さんが来てくださったわけですが、直接説明を聞いたというのは大きいですか。

5番

はい。そのとおり、やっぱり直接先生から話を聞くし、こちらも分からないことはやはり質問できたものですから、その点は非常によかったと思っております。

司会者

実際に評議の進行なりで、ちょっとこここのところはこういうふうにしてほしかったなというような御意見ございませんでしょうか。何せ、私が司会をやっているものですから、私の前で言いにくいということも重々承知なんですけれども、それはさておき、やっぱり制度をよくするためには問題点についてきちんと光を当てていただくということが大事だということは、これも前からいつもお願いしていることなんですけど。そういう意味で、こういう点にもうちょっと配慮してもらいたいとかいうことがあれば伺いたいんですけど、どうでしょうか。3番の方は、どうですか。

3 番

特には感じなかったです。

司会者

4 番さんはどうですか。

4 番

私は特に。逆によかった意見しかありません。

司会者

5 番さん，どうですか。

5 番

私は，先ほど言いましたように，例えばこういう事件だと何年の刑があって
どういうものだと，そういうような事例とか何かを先に説明していただいたほ
うが，最終的な結論を出すときに，何となく自分の精神的には楽じゃなかった
のかなという気がしております。

司会者

その「先」というのは，どのくらい先のイメージですか。

5 番

大体，検察とか被告人，弁護人，そこら辺のところとか，ある程度ずっと聞
いた段階，その辺の意見を聞いた段階ぐらいのところに出てくると，うれしい
なと思ったんですけど。

司会者

そうすると，段階的には論告と弁論で，論告で求刑ってありますよね。で，
弁論のときにたまに弁護人が意見を述べる場合，何年が相当だという意見を述
べる場合があるんですけど，その後くらいにある程度分かったほうがいいとい
うことですかね。

5 番

はい，そうです。そのくらいのほうがいいんじゃないかなという気が致しま

した。

司会者

6番の方はどうですか。何かございませんか。

6番

別にありませんけど、私たち、一番初めに裁判長さんがこの事件は難しいよ、正当防衛にかかわっているからっておっしゃられて、ええ、そんなに難しいのかなと思って、すごく考えちゃったんです。その正当防衛自体が初めはなぜ正当防衛というのかな、これでって思った時があったんです。でも、やっぱりそのビデオを見ることによって、噛み砕けることができたので、分かりました。

司会者

それは、私が脅かし過ぎた。正当防衛が問題となっている事件ですよというふうに言ったつもりだったんですけど、どうも失礼しました。7番の方はどうですか。

7番

特にこうしてほしいというような余裕すらないくらいに、一生懸命付いてきましたので。

司会者

ありがとうございます。

それでは、ちょっと評議そのものじゃないんですけども、選任手続で選任された後にいろいろとお話をさせていただいた中に、評議室でお話ししたことは秘密にしてくださいねというようなこともお願いしたと思うんですけど。これは、やっぱり負担でしたかね。どうですか。2番の方、どうですか。

2番

負担か負担でないかといったら、負担でないとは言い切れないというふうに思うんですが、やっぱり会社に迷惑ではないですけども、当然断って、こちらのほうに足を運んで、当然終わってから、会社のほうではいろいろ、やった

ことを聞かれるわけであって。それで、裁判長のほうから、基本的には法廷に関しては開かれたものだから、法廷で見聞きしたことはOKだよと。裏に入って評議の部分といったところではNOだよと、明らかに線引きを、分かりやすい線引きをしていただいていたので、当然、その守秘義務を超えることはなかったんですけども。

時にはいやらしい人もいて、微妙なグレーゾーンを突いてくる人もいるので、そういった部分での線引きという部分が、もしかしたら、これはまずいのかなって、自分で判断が時折突発的に、そこまでの負担なのかというと負担ではないんですけど、ちょっといいのかどうか分からないような。人によってはもしかしたら足が出ちゃう人もいるのかなという。そこら辺が難しい。判断の曖昧な部分が人によってはあるのかなというふうに感じました。

司会者

少し話の流れを変える意味で、どうですか。7番の方は秘密にしてねというお願いをしたときに、どの範囲で秘密かというのはちゃんと分かっていただけか。要するに、裁判所がそれをきちんと明示していたかどうかということも含めて、どうですか。負担感というのは。

7番

公開裁判だから、法廷の中であったことはOKですよ。でも、評議中のこととか、裁判員の個人的なこととか、誰が何を言ったとか、そういったことは外には漏らさないようにと、守秘してくださいというようなことは言われてましたのでね。

私の場合は、特に家に帰ってまでも、そんな話はあまりしなくなかったものですから、しなかったですけども、こういう裁判ですよということは夫には話をしましたけど、そのほかのことは。一つ言うと全部、経過で言わなければならなくなってしまうし。ただ、特にそれによって心理的な負担とかストレスとか、そういったものを感じることはなかったです。

司会者

ほかの方で、秘密にしないでいいかなというのが結構やってる最中も、場合によっては、今もつらいんですという方がおられますかね。それは大丈夫ですかね。

では、もう一つ伺いたいんですけれども。やはり刑事裁判ですから、世の中の否定的な現象を見ざるを得ないと。中には殺人事件であれば死体とかっていう問題もあるわけなんですけれども。そういう、証拠の中にそれなりに刺激性のあるものがあって、それがどうもその後の自分の生活面で支障をきたしているんじゃないかとか、審理をやっている最中に自分はそのときは非常に気分が悪かったんだけどなというような、そういうことはなかったでしょうか。

これは2番さんと3番さんは殺人事件でしたよね。それで、直接的な遺体の写真はなかったと思うんですけど、確か発見されたときに布団か何かがかかっている写真はあったかなというふうに、今思い出すんですけど、この点、どうでしょうか。2番の方。

2番

先ほど申しあげましたとおり、非常に残酷な遺体ではなかったように思っております。ですので、どちらかといえば、当然精神的なストレスというよりは事前に殺人事件ということを知っておりましたので、まあ、出てくるんだろうなという感じのほうが、提示されるんだろうということは、逆に初めに知っておいたために、逆に緊張が解けた。それは今までの緊張のほうがストレスにかかったかなというふうに思います。

だから、先ほど申しあげましたとおり、耐えうるというか、そこまでストレスがかかるような写真ではなかった。これがひどい写真でしたら、たぶんそのままストレスが続くのではないかなというふうに感じます。

司会者

今のお話ですと、例えば殺人事件だということになると、これはやっぱり死

体の写真を見せられるんじゃないかなということで、ある程度、その段階から緊張感みたいなものを持っておられたということですかね。

2 番

はい。

司会者

3 番の方はどうでしょうか。

3 番

裁判長さんが御心配されているような負担はなかったですけども、連日、違うところで、実はちょっと負担に感じたところがあります。

というのは、選任されるときに、関係者ではないですかというのを聞かれるんですけども、その項目で、開示されている中に被告人と被害者の情報とその事件の現場の住所があったと思うんですけど。被告人の住まいがものすごく近所だというのを起訴状を見て初めて知りました。

あの裁判では被告人の奥さんが毎日傍聴に来られていて、ずっと長時間傍聴席と法廷で顔を合わせているものですから、こっちも向こうの顔を知りますし、当然向こうも分かるんだろうなという気がしまして。実は駐車場なんかでも会ったり、近所のスーパーで会ったら嫌だなとか、コンビニとか行きにくいなというのは裁判中もありましたし、終わって1か月ぐらいはちょっとあまりスーパーとか行きたくないなということを感じたことはありました。

司会者

正直言って、そういうことはちょっと思慮不足でしたね。確かに住所が近いと、被告人は身柄がつながれていても、身内の方がいるとか。確かあれば、奥さんは、毎日ずっと来てましたからね。ずっと顔を合わせておられましたよね。

4 番の方はどうでしょうか。4 番の方の事件は特にそういうような写真とかはなかったと思うんですけども、やっぱり女性が被害者になっちゃうわけな事案とか何とかってということで、多少神経質になった部分もあるのかなと

いうふうに思うんですけど、それはいかがでしょうか。

4 番

私の中ではっていったらあれなんですけど、同じ女性ではありますが、写真を見る場面というか、血が出てるとか、そういう証拠写真ではなかったの、あまりそういうストレスとかはなかったです。

司会者

6 番さんと 7 番さんに伺いたいんですけど、殺人未遂でナイフを使ってましたよね。確か衣類なんかにも血が付いてましたよね。で、ナイフもこういうナイフだということで見たとと思うんですけど、そういう証拠を見たときに、ストレスみたいなのはありましたかね。どうでしょうか、6 番の方。

6 番

変色をしていたものですから、さほど気にならなかったんです。あれが真っ赤だったら、たぶん精神的にダメージを受けたと思うんですけど、真っ赤でもなく、もうあずき色だったんですよね。だもんですから、ああ、これかっていう感じと。傷跡も全然見えなかったし、何もというとおかしいんですけども、何も感じませんでした。

司会者

7 番さん、どうでしょうか。

7 番

私も、6 番さんがおっしゃったとおり、血液の付着した衣類はもうほとんど変色しておりましたし、そんなにメンタル面への負担というものは感じなかったです。

司会者

二人のお話ですと、ケースバイケースですかね。見たときの印象度というか、鮮烈さとか、そういうのによっては負担になる可能性はあるということですかね。

またちょっと駆け足で申し訳ないんですけども。判決を言い渡して、その後、これでお別れですよっていう際に、いろいろと責任というのをどういうふうに考えるかということで、私はいつも資料を全部裁判所に置いていっていただくので、裁判員として果たしていただいた責任も全部置いていってくださというふうに申し上げているんですけども、それでもやはり何かあったら、メンタルヘルスサポートというのがあるんですよということで御紹介させていただいておりますし、最初の段階から、そういう案内の書面は差し上げていると思うんですけども。その辺はどうですか。

説明を聞いて、ある程度分かったというふうにはなっていましたかね。まず、その説明自体は、皆さん方の頭に残っていたかどうかというのは、どうでしょうか。2番さん、どうですか。

2番

説明頂いたので、実際使うことはなかったんですけども、人によっては当然、そういうのがあった方はそういったサポートがあるよというような心の支えじゃないですけど、あらかじめ提示していただいているので、非常に有効なことだと思います。

司会者

メンタルヘルスサポートにちょっと電話しようかなという気になった方はおられますか。実際にそれを利用してみようかなという気になった方は。実際に電話された方も含めてですけど。そういう方はおられないですかね。

一応、皆さん方にはメンタルヘルスサポートの関係の書類を事前にお配りしております。これは確か裁判所のホームページにも載っておりますので。これは特に1年経ったら時効で終わりということはありませんので、もし何か、そういうような症状なり、何なりが出てきた場合には御利用いただけるという性質のものですので、どうぞお忘れなきようお願いいたします。

司会者

今度のテーマは、裁判員裁判の審理について裁判員経験者の方がどのように御覧になっていたかというところであります。

審理といいますと、どうしても当事者の立証活動、訴訟活動というのが問題になりますので、できれば生の声として、検察官としてはどういう点が聞いてみたいかという点について、お聞きいただければと思います。

本日は砂山検察官に御出席を頂いております。砂山検事は4番の方の、強制わいせつ致傷ですかね、こちらを直接担当していただいたということですよ。

砂山検察官

はい。

司会者

じゃあ、どうぞ御質問をお願いいたします。

砂山検察官

今回、皆さん、裁判を受けた中で、検察官が起訴状を読んだ後に、その後、冒頭陳述といって、A4の紙あるいはA3の紙を1枚配って、こういう事件ですよと、検察官が立証しようとする事実はこのようですよというふうにお伝えする場があったかと思うんですけれども。まず、その冒頭陳述に関して分かりやすかったかどうか、あるいはここがちょっと分かりにくかったとか、こういうほうがいいんじゃないかとか、もしそのような意見があればお伺いしたいと思います。

司会者

この裁判員裁判の流れを思い出していただきたいんですけども。冒頭陳述というのは最初のほうですよ。それで、裁判所としては何を言っていたかという、冒頭陳述というのは証拠じゃないんですよというふうに一生懸命言っていたところです。A3の紙1枚かA4の紙1枚を検察官が大体カラー印刷で配ってくれて、この事件で検察官が立証しようというのはこんなことだという

のを述べてたという，そのくだりなんですけど。これは，それぞれの検察官が違うので一概に言えないとは思いますが，皆さん方，どんな印象を持っておられましたか。7番の方，どうですか。

7番

検察官が起訴状で説明されるんですよね。それで，その資料が配られていて，とにかく初めて見る資料なものですから，ちょっと分かりにくいなというふうには感じたんですね。でも，冒頭陳述で証拠で裏付けるために読み上げるんですかね，検察官が。

司会者

ある程度，読み上げの的な説明をしていたかと思います。

7番

そうですね。それを聞き逃すまいとして，一生懸命，一生懸命聞いてました。それで，モニターも確か見せられたと思うんですけども，私たちはこういふことでこの事件を見てるんですというんですか。

司会者

そうですね。検察官がそういうふうに見ているという。

7番

この事件をこういう見解で見てるんですよという，そのところがよく分かりました。文章だけ読むのと違って，よく分かりました。

司会者

直接，砂山検察官が担当した事件を御担当いただいた4番の方はどうですか。

4番

見ることやることがすべて初めてでしたので，おおっというびっくりしたような感じから，まず入りましたが，いろいろなことがカラーで，ポイントというか，していただいていたしまして，わりと分かりやすかったです。

もう一押しというところは，またプリントが別プリで，その都度回ってきて，

配布されてきましたので、それはそこをまた重視しながらというところで、こっちを見たり、あっちを見たりというのがちょっとありましたが、でも、メモを取るほうとモニターを見るほうと、いろいろなことをメモにしながら、メモをするスペースもたくさんありましたし、わりと見やすかったと思います。

司会者

4番さんが言われた、メモを取るスペースがあったというのは、ひょっとしたら、尋問メモのことをおっしゃってるかなというふうに。そうですか。

4番

はい。

司会者

冒頭陳述で1枚で、だんだん足していったというのは恐らく証拠調べの過程で出していかれたという趣旨かと思えますけどね。

4番

そのとおりです。

司会者

弁護士さんのほうの冒頭陳述については、御質問ございますかね。

朝倉弁護士

やはり検察官が聞いたことと同じようなことを聞くわけですがけれども。まず、冒頭陳述という最初の手続ですね。検察官が冒頭陳述をして、その後に弁護人が初めて長い説明をするわけですがけれども、その冒頭陳述では、弁護人は何を狙っているかということ、検察官がこういう事件ですよと示したのに対して、弁護人のほうは、この事件はこういう事件なんです、被告人という人はこういう人なんです、ということを端的に皆さんに分かってほしい。それを狙っているんですね。

それが果たして皆さんに伝わったかどうか、これをまずやっぱりお聞きしたいと思っています。それで、伝わったとすれば何がよかったのか、伝わらなか

ったとすれば，こうしてほしかったというようなことを含めてお聞きしたいと思います。合わせて，テレビでよく見るような弁護人と違うのかどうか，その辺の印象を，全体の印象も含めて，あればお聞かせいただきたいと思います。

司会者

実は，朝倉先生に御担当頂いた事件についての経験者の方はちょっと今日お見えいただいているので，直接感想が聞けないのは大変残念で申し訳ないんですけれども，一般的に弁護人の冒頭陳述ということで伺っていきたいと思います。3番の方，どうでしたか，冒頭陳述は。

3番

正直に申し上げて，記憶がちょっと曖昧になっている部分があって，どの部分でどう思ったかなというのは正直はっきりしてないんですけれども。自分が経験したときの印象としては，弁護士さんの話が羅列的というか，長くてメモもずらずらしたようなメモのプリントが多かったものですから，逆に検察側から出てきた資料とかしゃべり方なんかは端的で分かりやすかったんじゃないかなという印象を持っています。

司会者

その辺，5番さんの事件は否認事件だったんですけど，これはどっちも冒頭陳述をそれなりにやったんじゃないかと思うんですけど，印象はどうでしたか。

5番

私どもが聞いてるところでは，やっぱり検事のほうも弁護人の言われていること，それぞれ両方理解できる気がいたしました。弁護人のほうも，これ，被告人が確かそこで全部否認して言うんですが，それほど全部認めるというような弁護の仕方じゃなかったものですから，この人はこういう人間だからよく分かってくれというような，確か弁護の仕方をしてたように思うんです。ですから，そういう点ではよく理解することができました。

司会者

6 番の方はいかがですか。

6 番

弁護士さんのお話を伺ってて、あれ、これ、検事さんとだいぶ違うなと感じたときがあったんですよ。何か、やたら力を入れて、それは弁護するのだから当たり前なのかもしれないんですけども、弁護士さんの言ってることは力を入れすぎているのじゃないかなって感じたんですよ。それで、私はそっちのほうで頭が。あと、筆記するのが必死で、あまりよく分からなかったんです。

司会者

冒頭陳述に限らず、一般的にどうかという話に広げていきたいんですけども、例えば尋問、証人尋問とか被告人質問をやっています。被告人質問は、どの事件でも、最低皆さん、どの被告人についてもやっていますので、それは経験者の方は全部経験していると思うんですが、その質問、尋問、検察官と弁護人で仕方が違ったと思うんですけども、どんな御感想をお持ちかというのは、どうでしょうか。2 番の方、どうですか。

2 番

冒頭陳述から証人尋問、被告人質問と、検察側と被告人側からの書類作成から直接の口頭によるやり取り等々、一連の流れを通して客観的に感じたことなんですが、まず、私が担当しました裁判について、印象ですけど。担当された検事さんが、お二方いらっしゃって、被告人の方も立ち会ったんですが、その裁判の一番初めの部分から、起訴状の部分から、非常に強い口調というのか、すごく明らかに被告人に対して熱いじゃないですけど、そういう印象を初め強く思って、それが少し最後の求刑まで続いたものですから、これは、あえてというか、そういうお仕事ですので、当然そのような言い方はされて、これは話す必要があるというふうに感じておるんですが。その被告人質問の中で、ちょっと険悪なムードというか、一旦そうなったところがありました。これは決し

て裁判を進行するうえで必要というか、無駄に緊迫というか、そういうのはする必要はないかもしれませんが、そこで感情的になる。本音を聞くという手法だとは思いますが、それがヒートアップしていると感じたところだと思います。

弁護人側の話は、3番の方がおっしゃったとおり、ちょっと説明が長くて、ちょっと論点がぼやけてしまって、逆に判断に困るというか、その話をこちら側が聞いて、どういうふうに判断したらいいのか、分かりにくかったのが正直なところですね。

全体を通して、それぞれの部分があるんですが、今言ったような2点が全体的に通して感じたところです。

司会者

今の御意見で、確か思い返してみると、やや被告人質問のときに、尋問していた検察官が感情的になってしまって、言い合いになってしまったような雰囲気のところの一部あったかと思います。弁護人のほうは、先ほど来、3番の方もおっしゃってましたが、的が絞り切れてないというか、いろいろ言ってるんだけど、それは一体何に関係しているのか今一つ分かりにくかったという感想なんだろうと思いますね。

じゃあ、4番の方はどうですか。4番は直接砂山検察官なんですけど。そういう意味では、尋問とか被告人質問とかってというのはどうでしたか。やっぱり砂山検察官も高圧的でしたか。

4番

すみません、自分も何が何だか、ちょっと訳が分からなくなってるんですけど。砂山さんの被告人に対する質問というか、言っているのは、とてもすてきでした。すごいやっぱり検察官の声が鋭いなあというか、そんなふうな、とても印象に残っていて。怖すぎるとか、そんなのはなかったと思います。もう自白もしていたし、そんな大きく変わる点もなかったですよ。なので、検察官

が言ってるのがほぼ、ほぼっていうか。

司会者

検察官の質問内容は分かりやすかったですか。

4 番

被告人に対して。

司会者

ええ。

4 番

それは分かりやすかったです。

司会者

ちなみに、この事件は保護観察付き執行猶予の判決になっていたかと思えますけど、弁護人の活動については、4 番の方はどんなふうに見ておられましたか。

4 番

弁護人については、私はテレビで見ているような感じにしか思えなくて、そのテレビで見ているというのが被告人をかばうというか、かばって、検察官とやり合うみたいな、そういうイメージを持っていたんですが、このかかわった事件の弁護士さんが、被告人にあなたは認めますねっていう、いけないことをしましたねっていうような、そういう言い方をされていたので、ああ、そういう弁護の仕方もあるんだなというのは、初めて、私知りました。

司会者

私は、どっちかというところ、検察官より弁護人が怖かったような気がするんですけど。被告人質問で、どっちかというところ怒っていたのは弁護人だったような気がして、弁護人がきっちり質問してたような感じがしたんですけど。それは、先ほどテレビで見ているような弁護人とは違う印象を受けたというのにつながっているのかもしれないね。要するに、かばっているだけじゃなくて、厳

しく聞くところは聞いていたということなんでしょうね。

4 番

そうですね。外見がとっちゃおかしいんですけど、見た目はとても怖そう
な方でした。見た目は怖そうな方でしたが、被告人を叱るというか、ほだすと
いうのか、その中にすごく優しさみたいなのが見えたというんですか、そんな
感じでした。

司会者

5 番さんはどうでしょうかね。5 番さんの事件は、否認事件で責任能力もあ
りということで、そもそも結構難しい事件だったので、どうしても話題が行っ
ちゃうんですけど、いかがでしょうか。

5 番

私は検察と弁護人の両方を見てまして、もともと検察の前で認めていたにも
かかわらず、裁判のときに否認しているわけですよ。その割には、ちょっと
私には検察官が詰めが甘いんじゃないかなというような気がして、私自身はい
ました。もっとしっかりしないと、これ弁護人に負けちゃうぞというような感
じでね。証拠とか何かあって、検察官もおとなしくその辺を言ったのかもしれ
ませんが、もうちょっと検察官が、本当にそれを悪いことしているならば、
否認してももうちょっと強気で行くべきじゃなかったかなと、そんなような感
じで見えておりました。

司会者

検察官とか弁護人の質問の中身は分かりやすかったですか。

5 番

はい。それは分かりやすいんですが、検察が攻めて、攻めてって言っちゃお
かしいですけど、質問してって相手が返事すると、そこで簡単にそっと引き下
がっちゃうような気がして。そこで引き下がっちゃうくらいだったら、もとも
とここはなんで裁判をやってるのかなというような感じで。もうちょっとそこ

をきちんと言うべきじゃなかったのかなというのは、感じて見ておりました。

司会者

これは、6番さん、どうでしょうか。検察官や弁護人が被告人質問などをされてましたよね。それを聞いておられて、分かりやすかったですか。分かりやすいかどうかというのと、それから聞いている内容が、ああ、なるほど、いいことを聞いているなというのと、何を聞いているんだかなってお思いになったのか、その辺はどうでしょうか。

6番

検察と全然違ってると、でも、みんな、これ体が大きければ悪いというのはおかしいかなって感じちゃったんです。スキンヘッドだから悪いとかって弁護士さんがすごくおっしゃったんですよね。やっぱり今はスキンヘッドは流行してるし、体の大きい人はいっぱいいるのに、なんでそんなところ、体形を言うのかなって感じました。

司会者

実は被害者の方が被告人よりも体格が大きくて、証人として来たときはそうじゃなかったんですけれども、被害に遭ったときはスキンヘッドだったということですよね。質問とかはどうでしたか。聞きやすかったですか。

6番

はい、聞きやすかったです。

司会者

それは、検察官、弁護人、いずれも聞きやすかったですか。

6番

検察官のほうが聞きやすかったです。弁護士さん、ちょっと、もう初めから私、変な目で見ちゃったものですからね、人間の感覚というのは、そっちへ移っちゃうんじゃないんですか。

司会者

例えば，弁護士さんのどんなところが聞きにくかったですかね。

6 番

ちょっと記憶がありません。

司会者

7 番さんはどうですか。

7 番

証人尋問の辺りというのは，ちょっとうる覚えな点が多いんですけども。

司会者

被告人質問も一緒に考えていただいていた方がいいですよ。

7 番

証人が被害者ですよ。

司会者

そうです。

7 番

その人に対する質問に対して，証人は，自分は加害者ではないと，犯人ではないというようなことを一生懸命主張しようとしているんですね。それに対して，弁護士さんが，今度は被告人に対していろいろ聞いているときには，彼は「はい」とか「いいえ」でしか答えてないんですよ，確か，あのときにね。「はい」，「いいえ」と。

だから，自分はやる気はなかったんだとか，殺そうと思ってはいなかったんだとかっていう，殺意があったかどうかという，争点ですよ，そこで自分の意思をしっかり証言しなきゃいけないのに，割りと消極的といいますかね。で，一生懸命，弁護士さんのほうがこうだったんでしょ，ああだったんでしょというような感じで，促すような方向に持ってったりして，そのところが弁護士さんも大変だなと思いましたけど。資料は大変簡潔にできていましたね。

私たちにもよく分かりました。

司会者

確か評議室に戻ってきたときに皆さんがおっしゃってたのは、弁護人の質問が随分早口じゃないかということをおっしゃってたかと思うんですけど、どうでしたかね。

7番

弁護人が本当に早口で声が小さくて聞き取りにくかったんですよ。そのために、裁判長がもっとゆっくり、もっと大きい声でと促してくださってましたけれども、本当に聞き取りにくかったです。

司会者

最後に検察官、弁護人のプレゼンテーションとして、論告と弁論というのがあったと思うんですね。論告のときには求刑何年というふうに検察官が言っていて、弁護人のほうはどのくらいの刑が相当だというふうに意見を述べた事件もあれば、述べてない事件もあったと思うんですけども。この最後の締めめの論告、弁論の辺りで、皆さん、どんな印象を持っておられたでしょうか。2番の方、どうですかね。

2番

最終的に検察側からの論告で求刑を述べるんですが、先ほど申しましたように、被告人に対して進めていって、相当重い刑を求刑するのかなと思っていたら、そうでもなかったというような。これを求刑したいのか、したくないのか分からなかったというか、そこまで言うのであれば、今回の事件に関しての最大の刑期を求刑してもよかったのではないかなというような感じ方をしました。

弁護人に関しては、この事件に関しては、刑の実際の年数だったりとか、確かなかったと思うんですが、特に弁論は一環の流れの説明だったので、まあ、そうであろうな、こういう結果であろうなというような印象でした。そこに関

しては特に問題なかったかなと思います。

司会者

そうすると、論告、求刑のほうが、論告でかなり強いことを言っている割には求刑がこの程度なんですかっていうのと、弁論はどっちかっていうと、審理の流れから、そういうような弁論だろうなと予測できた、ある意味で自然な弁論だったという捉え方ですかね。3番の方はいかがですか。

3番

検察のほうの論告は非常にまとまっていた印象があって、求刑が出されて、この求刑そのものもどう捉えていいのかなというのがちょっと困ったんですよ。これは、あればあったでその後の参考になるというか、目安になってしまって、いい部分もあるし悪い部分もあるのかなという気がしました。

あと、弁護人のほうからの最後のは長かったなという印象が今でも残っていて、今までずっとここにいたから、それは分かってますよ、一番主張したいのはどこなんですかっていうことをちょっと思いました。

司会者

証拠調べをずっと一緒にやってきたので、それを繰り返す必要はないんじゃないかと。要は何が言いたいのかをもっとポンポンと言ってほしかったということですかね。

ちなみに、今の事件は求刑が懲役18年で判決が懲役15年という結論で、そんなに年は行ってないんですけど、結構前科もたくさんだったという記憶です。4番の方はどうでしょうか。論告、弁論の関係。

4番

すみません、1年前のことなんであまり覚えてないんですけども。2件の事件を起こして、検察官も5年の求刑だったんですけど。ちょっと、私は重いのかなという印象をそれを聞いたときには受けました。2件あったということ、1件目よりも2件目のほうがちょっと重度になっていた、少し過度になっ

ていたので、そういうところなのかなとは思いましたが。そんなように覚えます。

司会者

検察官の言っている内容は納得できましたか。

4 番

言ってることは納得できました。被告人も、たぶんそれには全部、はい、はいというので、反論はなかったように覚えてます。

司会者

言ってることは納得できたんだけど、刑としてはやっぱりちょっと重いのかなという印象を持たれた。

4 番

はい。

司会者

弁論のほうはどうでしたか。弁護人が最後にやった意見なんですけど。

4 番

弁護人さんのことは、とにかく、先ほど話をしたように、かばってるというんじゃない弁護の仕方という私の思いがあったので、ちょっと。

司会者

要するに、かばうだけじゃなくて、あなたは悪いことをしたんだというふう
に言うことも。

4 番

立ち直りなさいみたいな、そういう感じのすることを言ってたので。

司会者

弁論もやはりその延長線上として聞けたということですかね。

4 番

そうですね。

司会者

5 番の方はどうでしょうか。

5 番

私のときの裁判というのは、先ほども言いました精神的障害の話もありましたので、弁護人の方が情状酌量と言われてくるのは当然ですし、そののところは弁護士さんの立場も分かりながら、よく聞くことができました。

検察官のほうで、求刑はもちろん難しいんですが、そのときに今でも印象的に残っているのが、求刑何年と求めながら、やっぱり精神的障害があるということで、情状酌量的にしてもらえませんかというような話をされたものですから、私もこういうのは聞いたことないもんで、ちょっとびっくりしましたが、現実、被告人が障害を持ってて、その人とずっとしゃべってやってきた検事さんが相手のこともよく分かりますので、そういうこともたまにはあってもいいんじゃないかなと、そんなような感じで聞いておりました。

司会者

5 番の方の事案は、責任能力自体は判決でも間接的に述べたんですけども、被告人の精神状態を考慮してというようなことを検察官も言っていたという趣旨ですよ。

5 番

はい。

司会者

言っている中身は、そういう意味では分かりやすかったという趣旨なんですかね。

5 番

そうですね。

司会者

6 番の方はどうでしたか。論告と弁論。これはだいが論告と弁論で言ったた

中身が違ってたと思うんですけど。

6 番

まず飛んじゃうんですけれども。求刑のとき，弁護士さんがこんなにビデオを見て言ったなら，こっちもたまらないねって言ったんですよ。でも，私たちは，物的証拠がビデオだったから，ビデオを何回も何回も見たわけですよ。その言葉はないと思ったんですよ。

司会者

今のは判決後ですね。

6 番

になっちゃうんですけどね。飛んじゃうんですけどね。弁護士さんたちは，あのビデオをもらわなかったんですか。

司会者

当然，防犯ビデオは証拠として提出されているので，弁護人も恐らく何十遍も見ておられるんじゃないかなと思います。

6 番

ええ。そんなたくさん見て，何人もで見てっておっしゃってたんですよ。それ，私たちは仕事だから見て議論しますよね。だから，ええ，違うんじゃないかなっていうのが，全部，私の頭の中で回転になっちゃったんですよ。すみません，そんな程度で。

司会者

7 番の方はどうですか。検察官が論告をして，確か求刑は懲役 6 年だったと思いますが，判決は懲役 3 年の，これは実刑でしたよね。

7 番

はい。

司会者

弁護人は正当防衛だと主張していたと思うんですけど。その言っている中身

が分かりやすかったかどうかというのは、どうでしょうか。

7番

分かりやすかったかどうかというのは、検察。

司会者

両方の。

7番

分かりやすかったんですよ。だけど、検察官の言った求刑6年というのを聞いたときに、こんなに重いのかというように思ったんですね。それから、評議に入って、皆さんの意見をいろいろ聞いて、付箋を何枚も何枚も使ってやった結果、やはり3年になりましたけれども。それが妥当じゃないかなというように思いました。

司会者

ちょっと質問の仕方を変えてみたいと思うんですけど。じゃあ、今の裁判員裁判の裁判員を経験して、例えば弁護人に、弁護士さんが活動するときこういう点はもうちょっと気を付けてもらいたいとか、こういう点をしっかりやってもらおうといいんだけどな、というような希望があるかどうかというのを逆に聞いてみたいんですけども。これは2番の方、どうですかね。

2番

先ほど、6番と7番の方の担当された弁護人の方が声が小さくて早口で聞き取りづらかったという話があったんですが、私が受けた裁判も、先ほど述べたように、説明が長いということと、その裁判の中でも裁判長のほうから声が小さいというような発言があったかと思います。

たまたま我々が出たものを担当された方がそういった物言いで聞き取りづらかったのかもしれませんが。印象があまりよくなると思います、正直。説明が分かりにくかったり、単調であったりすると、信頼性というか、何が言いたいのかよく分からなかったりするんで、やはり簡潔に分かりやすい法廷での

お話をされたほうがよいかというふうに思います。

司会者

3 番の方は。

3 番

勝手な印象なのかもしれないですけど、検察官の方のほうが裁判員裁判に慣れているのかなというふうに感じたんです。持っていく方がやっぱり慣れているのか、ノウハウをやっぱり検察という組織で持って、これに挑んでいるんじゃないかというような感じがしまして。逆に弁護士の方というのは、弁護士事務所とかで連携もあるんだとは思んですけど、個々に対応しているので、どうしてもノウハウの差があるんじゃないのかなという気がしました。

司会者

かなり本質的な御指摘かもしれませんね。4 番の方はどうでしょうか。

4 番

弁護士さんよりも検察官のほうのお話のほうがよく分かりました。

司会者

弁護士さんに、今後、もうちょっとこういう点でこういうふうにごんばってほしいというのは、どうですか。たぶん、4 番さんの事件の弁護人は言葉が分かりにくいということはなかったと思うんですね。言語明瞭でかなり声が大きい方だった気がするのです。

4 番

はい。聞きやすかったのは聞きやすかったです。ただ、弁護士さんがお話をしているときよりも、検察官のほうの話をするインパクトのほうが、見る印象としてはやっぱり強かったです。

司会者

それは、やっぱり内容面なんですかね。

4 番

内容面というか。被告人の方のそばに行ってお話をしたりということもありましたよね。弁護士さんは自分の席のところに立っていて、お話をしてるんですが、検察官は被告人のそばまで行かれて、あなたはこうでしたよねっていうお話をしている場面とかが思い出されますし。そっちのほうにインパクトと
いいですか。

司会者

そうすると、訴訟活動全体ということですかね。内容とか言い方とか、どういうスタンスでものを言ったり、場所取りの問題とか、そういうのも含めて言ってるわけですかね。

4 番

はい。

司会者

5 番の方、どうでしょうか。

5 番

私は、別に弁護士さんは弁護士さんでこういうことを恐らく言うだろうとか、検事さんはこういうことを言うだろうなと思ってたようなことが大体、主張とか質問とか、そういうのがほとんど出てたものですから、別にそんなに、注文をつけてこうしたほうがいいとかっていうようなところはありません。

司会者

6 番さんと 7 番さんは先ほど来の話だと、早くて聞き取りにくかったというのと、あとはやっぱり長かったですかね。尋問も長かったし、弁論もだいぶ長くて、読み上げていたような感じでしたかね。

6 番, 7 番

はい。

司会者

それでは、最後にやっぱりどうしてもこれだけは聞かなきゃいけないというのがありまして、これから、裁判員になる方へのメッセージをお一方ずつお願いしたいというのが最後のお願いであります。それでは、2番の方から一言ずつ、これから裁判員になる方へメッセージをお願いいたします。

2番

同じ社会に生きる存在として、とてもよい経験になると思います。環境が許す限り、参加できるのであれば、是非参加していただいて、人生経験の一つとして加えていただければと思います。

司会者

3番の方、どうぞ。

3番

大変だというイメージが先行しているようではすけれども、経験した人間としては本当にやってよかったなと思っています。自分の人生の糧になることだと思いますので、是非前向きに、当たったことを幸運だと思って受けていただきたいなと思います。

司会者

4番の方、お願いします。

4番

やっぱり何も知らないからというのが前提に立って、なかなかお引き受けをできないということが多いと思うんですね。ですが、やはり私たちもそうだったように、ちゃんとうまく、いろいろなことを教えてくれれば進んでいけるので、是非やっていただきたいなと思います。

司会者

5番の方。

5番

俺はできない、私はできないじゃなくて、やっぱり選ばれたら、自分たちの

義務として積極的に参加しましょう、と。それが本当に自分の人生のよき糧になるんじゃないかなということですよ。

司会者

6番の方、お願いします。

6番

やってみて、ああ、よかったなということもいっぱいありました。いろんな意見があるんだなということも覚えました。皆さん、今度当たったら、是非がんばってやってください。

司会者

7番の方、お願いします。

7番

私たちの社会のしくみそのものが法の下に成り立っているし、法で守られているということを再認識するよい機会であったと思います。一人でも多くの人に経験していただいて、また、司法の場に協力するのも国民の義務かなと、そういうように話を皆さんにはしています。

司会者

どうもありがとうございます。

大変長時間にわたりまして、御意見を交換させていただきました。最後になりますが、当地方裁判所所長の林のほうから皆様方に謝辞を述べさせていただきます。

所長

本当に、熱心な御討議をありがとうございました。皆さんのお話を伺っていても、非常に緊張感を持って審理に、被害者のことを思いながら被告人に対して温かく、あるときには厳しい形で裁判に関与して、真摯に取り組んでいただいたことがよく分かりました。本当に頭が下がる思いでありますし、最後には裁判員裁判に対する温かいメッセージを頂きました。

多数，改善を要する点についても御指摘を頂きましたので，かなり大きな制度論の部分もありますけれども，皆さんの御意見あるいはその背景にあるものを十分に踏まえながら，さらに磨きをかけていきたいと思いますので，皆様方にはこれからも是非，裁判員裁判のサポーターとしてよろしくお願ひしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

以 上